

地方卸売市場の認定について（卸売市場法第13条第1項）

都道府県名	開設者の名称	住所	地方卸売市場の名称	位置	取扱品目
群馬県	(協)前橋生鮮食料品総合卸売市場	前橋市東片貝町398	前橋生鮮食料品総合地方卸売市場	前橋市東片貝町398	野菜・果実・青果加工品、その他の食料品、農業資材、花卉等 生鮮水産物・水産物加工品、その他の水産品等
群馬県	高崎市総合卸売市場(株)	高崎市下大類町1258	高崎市総合地方卸売市場	高崎市下大類町1258	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びこれらの加工品 花き及びこれに関連する資材
群馬県	(株)伊勢崎地方卸売市場	伊勢崎市日乃出町702	伊勢崎地方卸売市場	伊勢崎市日乃出町702	青果物 野菜及び果実並びにこれらの加工品 水産物 生鮮水産物及びその加工品
群馬県	桐生地方卸売市場(株)	みどり市笠懸町阿左美2761-1	桐生地方卸売市場	みどり市笠懸町阿左美2761-1	野菜、果実及びそれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品
群馬県	沼田魚菜(協)	沼田市上原町1715	沼田地方卸売市場沼田魚菜協同組合	沼田市上原町1715	野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、 その他の食料品等を従たる取扱品目とする。 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、 その他の水産品等を従たる取扱品目とする。
群馬県	(協)渋川魚菜市场	渋川市渋川1129-2	渋川魚菜地方卸売市場	渋川市渋川1129-2	野菜、果実及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、その 他の食料品以外の雑品を従たる取扱品目とする。 生鮮水産物及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、鶏 卵並びに食肉加工品を従たる取扱品目とする。
群馬県	群馬中央青果(株)	伊勢崎市境米岡718	地方卸売市場群馬中央青果株式会社	伊勢崎市境米岡718	野菜及び果実並びにこれらの加工品
群馬県	玉村町	佐波郡玉村町大字下新田201	群馬県食肉地方卸売市場	佐波郡玉村町大字上福島1189	肉類等
群馬県	(株)前橋生花市場	前橋市東片貝町395	前橋生花地方卸売市場	前橋市東片貝町395	花きを主たる取扱品目とし、加工品等関連資材を 従たる取扱品目とする。
群馬県	館林総合卸売市場(株)	館林市細内町615	館林市総合地方卸売市場	館林市細内町615	野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、 その他の食料品、農業資材、花卉等を従たる取扱品目とす る。 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、 その他の水産品等を従たる取扱品目とする。